

9月～11月の給食費を無償化します



物価高騰の影響を受けている保護者の経済的な負担を軽減するため、認可保育園・認定こども園などの園児や橋本市立小・中学校の児童生徒に提供する給食にかかる給食費を臨時的な措置として無償化します。【こども課・学校給食センター】

●実施期間 9月・10月・11月

●対象者

- ①市内在住で、認可保育所・認定こども園、たんぽぽ園、つくしんぼ園に在籍する原則3歳児から5歳児の児童の保護者
- ②橋本市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者

●軽減内容

- ①について 該当児童にかかる利用者負担額のうち、在籍園が定める給食費相当分
- ②について 児童生徒1人当たりの保護者負担軽減額（1月当たりの学校給食費の額）

学校区分	保護者負担軽減額
小学校	4,500円
中学校	4,750円

●手続き方法

- ①について 在籍園から詳しい案内があります。
- ②について 手続きは必要ありません。

●その他

給食費を無償化する期間、給食の質や量が低下することはありません。

●問い合わせ

- ①について こども課 ☎33-6102
- ②について 学校給食センター ☎39-2338



地域優良賃貸住宅のバリアフリールームの入居者を募集します



地域優良賃貸住宅のバリアフリールームの入居者を募集します。また、所得に応じて最大月額3万円の家賃助成があります。詳しくは、市ホームページを確認していただくか、建築住宅課 住宅係までお問い合わせください。【建築住宅課】

▶入居時期 11月1日(水)

▶申込期間 9月1日(金)～22日(金)（土・日曜、祝日を除く）

▶入居資格

- 世帯全員の収入を合算した年間総所得額が5,844,000円（月額487,000円）以内であること
- 身体障害者手帳（下肢不自由1～4級）を交付され、車いすを常用する人を含む世帯であること など

▶募集住宅

住宅名（所在地）	構造等	建設年度	間取り	募集戸数	家賃月額（円）	敷金額（円）
橋本駅前団地（古佐田2-7-7）	鉄筋コンクリート造 9階建	平成11年	3DK	1	65,000 家賃助成後の入居者負担額 35,000～50,000	195,000

▶申し込み・問い合わせ

〒648-8585（住所記入不要）
橋本市 建設部 建築住宅課 住宅係 ☎33-1115



◀地域優良賃貸住宅入居者募集ページへの二次元コード

令和5年6月豪雨で被災した農地・施設の復旧工事に対して補助します



令和5年6月豪雨によって被災した農地や施設で、国などの復旧補助事業の対象とならない小規模災害の復旧事業に対して、農業振興条例を活用して被災農地及び施設復旧補助金を交付し、農業者の皆さんを支援します。【農林振興課・農林整備課】

▶被災農地及び施設復旧補助金の概要

●補助対象農地・施設

- 農地 耕作放棄地でない田・畑
- 施設 農地の活用に直接必要となる水路や農道

●補助対象経費

補助対象農地などを復旧することを目的として行う工事のうち、1カ所の工事費用が5万円以上のもので、業者に依頼した工事請負費や個人で支払った資材購入費・機械等の借上料のうち領収書があるもの。

なお、自身で復旧工事をされた場合、資材購入費や機械などの借上料が補助対象になります。

●補助金の額

補助対象経費の2分の1（上限20万円）

●その他

既に復旧工事を完了している場合も領収書や明細書があれば対象となります。

▶まずは「被災農地及び施設の届出」の提出を

補助を受けるためには、被災状況を示す「被災農地及び施設の届出」を提出していることが条件です。届出が提出されましたら、市職員が被害状況を確認します。

既に市へ通報していただいている農地・施設についても「被災農地及び施設の届出」の提出が必要です。【提出先】農林整備課

●提出期限 12月28日(木)

●必要書類

- 被災農地及び施設の届出 様式は、農林整備課、各地区公民館、各文化センターまたは市ホームページから入手できます。
- 写真 災害現場、被災状況がわかるもの数点
- 地図 災害現場、被災箇所の規模・延長などを記入してください。

●提出先 農林整備課

▶補助金の申請について

「被災農地及び施設の届出」の提出を済ませ、復旧工事が完了しましたら、補助金交付のための申請書を提出してください。郵送での提出もできます。申請書類を確認した後に随時補助金を交付します。

●提出期限 令和6年12月20日(金)

●必要書類

- ①申請書兼請求書
- ②誓約書兼同意書
- ③農林整備課が確認した「被災農地及び施設の届出」の写し ※①②③については、「被災農地及び施設の届出」後、補助金交付に該当する人に郵送します。
- 写真 事業が完了したことがわかるもの数点
- 復旧工事箇所ごとの領収書と復旧工事費用の根拠がわかる明細書の写し
- 振込先の通帳の写し

●提出先 農林振興課

●その他 復旧工事は令和6年12月20日(金)までに完了している必要があります。

▶申し込み・問い合わせ

- 「被災農地及び施設の届出」に関すること 農林整備課 ☎33-3703
- 補助金の申請に関すること 〒648-8585（住所記入不要） 橋本市 経済推進部 農林振興課 ☎33-6113

補助金制度の詳細や申請関係の様式などについては、市ホームページ（右の二次元コード）からも確認できます。

